

九条の会・石川ネット

2014.2.10 発行

ニュースレター No.22

連絡先／〒920-0912 金沢市大手町9-29 社会法律センター気付

☎ 076-231-2110 <http://www.9jo-ishikawa.net> E-mail office@9jo-ishikawa.net

「憲法改悪を許さない! 秘密保護法反対!」 — 国民世論無視の安倍政権に300人で抗議集会

昨2013年11月2日、石川県教育会館において、「輝け9条! 許すな改憲! 平和憲法公布67年記念石川県民集会」が開催されました。安倍政権が集団的自衛権の行使の合憲化、国家安全保障会議設置法や特定秘密保護法を制定する策動を強めているなかで集会は開催されました。参加者は、この安倍政権に抗議の声をあげ、憲法9条を守るために連帯し団結する決意を新たにしました。

司会の小野栄子さんの開会宣言で集会は始まり、岩淵正明弁護士が呼びかけ人あいさつをおこないました。岩淵さんは、安倍政権が、いま国家安全保障会議設置法案、特定秘密保護法案、それから集団的自衛権の行使を前提にした安全保障基本法という3つの法案を成立させようとしている」と現情勢を明らかにしました。「国家安全保障会議設置法案は4大臣が軍事に関する重要事項を決定し、戦争に向けての準備をする軍事国家体制づくりがこの法案の本質です。また特定秘密保護法案で重要なことは、『テロ行為』と規定されているもののなかに入っている『特定の主義主張を強要する行為』も入っていることです。例えば、私たちが原発再稼働反対や憲法改悪反対を国会や政治家に訴えるということも『強要』とみなされる危険性がある」「『テロの取り締まり』と称して、公安警察が私たちの集会に潜り込んで『内偵』することも合法とされるだけでなく、『内偵』をおこなっていることも『特定秘密』とされ明らかにならない。こういう事態が生み出されるかもしれない危険性があります」とこれらの法案の大変な危険性を明らかにしました。

そして安倍政権の手口のデタラメぶりを指摘しました。一つ目は、「集団的自衛権の行使を容認する場合に、憲法よりも下位にある法律＝安全保障基本法を制定することによって、憲法を実質的に変えてしまうという手法をとっている」ことです。「こんなことは日本の憲法体系は認めていません。また、この法案には首相の権限を強化し各省庁や大臣を指揮・監督するということも盛り込まれていますが、これは自民党改憲草案の先取りした



小野栄子さん



岩淵正明さん

ものです」。二つ目は、「国民の声を全く無視している」ことです。「パブリック・コメントの募集期間は、通例は1カ月程度とされているのに、特定秘密保護法案に関してはわずか二週間でした。にもかかわらず、9万通にも及ぶ意見が出され、そのうちの8割が反対でした。最近の共同通信の世論調査でも国民の8割近くが特定秘密保護法案に反対しています。憲法学者や刑法学者も反対声明を出しました。集団的自衛権の行使についても、国民世論は圧倒的に反対です」と安倍政権の国民世論無視の姿勢を批判しました。

最後に岩淵さんは、「多くの国民が秘密保護法や集団的自衛権の行使に反対でも今日の集会のような形で大きな声を上げていかなければ安倍政権には届きません。私たちが反対の大きな声を上げているということを多くの県民に知っていただいて、さらに多くの県民に反対の声を広げていきましょう」と参加者に訴えかけました。



五十嵐正博さん

続いて、呼びかけ人の五十嵐正博さん（金沢大学・神戸大学名誉教授）が「憲法9条と集団的自衛権」と題して特別講演をおこないました。五十嵐さんは、沖縄の米軍海兵隊が移転しようとしているグアムに9月に訪問して、現地で軍事基地反対闘争を闘っているチャモロの人たちと交流した体験や、10月に大阪で開かれた9条世界会議に参加してわかった世界の人々の9条への熱い思いを紹介しました。

そして、安倍政権が進めている憲法九条を骨抜きにする策動はナチスの手法よりも悪質であることを明らかにしました。「ナチスが制定した『全権委任法』、正式名称は『民族及び国家の危機を除去するための法律』はたった5条しかありません。1条は『立法権を国会に変わって政府（＝ヒトラー内閣）に与える』となっており、内閣が国会に諮ることなく法律を作ることができる。2条では、ナチスが作る法律は『憲法に違反することができる』と書いてある」「私がナチスの手法よりも安倍首相のやり口が悪質だというのは、こうしたナチスのような全権委任法もつくらないで憲法九条を変えようとしているからです。憲法改正の手続きを経ることなしに、解釈変えや立法によって憲法が改定されたのと同じような実態をつくりあげようとしている」と五十嵐さんはスバリ指摘します。第一次安倍内閣はわずか一年の間に、安全保障会議設置法、周辺事態法、船舶検査法、武力攻撃事態法、米軍行動関連措置法、教育基本法などを改定しただけでなく、防衛庁の「省」への格上げ、安保法制懇の設置、さらには国民投票法も制定し、日米軍事情報包括保護協定も締結しました。「2012年12月26日に発足した第二次安倍内閣は、民主党政権の下でつくられた現行の防衛大綱を凍結し、新しい防衛大綱を策定するという決定をした。また2月8日に5年ぶりに安保法制懇を再開。2月14日には国家安全保障会議の創設に関する懇談会を立ち上げた。また自衛隊法改正案が昨日、衆議院で可決された。安倍内閣は他の内閣ではやりたくてもできなかったことを次々と強行している。安倍政権がいかにも怖ろしいか、その突出ぶりは一目瞭然です」。

そして「安保法制懇」の正体を暴き出していきます。——「安保法制懇は日本国憲法は集団的自衛権を認めているという前提に立った上で、その権利を行使するかしないかは政権の政策であり、『できる』という立場」であり、自民党改正草案と同様の立場。自民党改憲草案第9条2項には「自衛権の発動を妨げるものではない」、『自民党改憲草案Q&A』Q8では『この自衛権には集団的自衛権が含まれることは言うまでもありません』と書かれている。その上で、改憲草案では『自衛権の行使について憲法上の制約はなくなりますが、…法律の根拠が必要です。国家安全

保障基本法のような法律を制定して、いかなる場合に、どのような要件を満たす時に自衛権が行使できるか明確に規定することが必要です』としている。ちなみに、秘密保護法についても、国家安全保障基本法第6条（安全保障基本計画）には、『安全保障会議設置法改正によって、安全保障会議が安全保障基本計画の案を作成』する、第8条3項では『自衛隊は…必要に応じ公共の秩序の維持に当たる』と書かれている。私たち市民が戦争に反対することが『公共の秩序』に反するという事で自衛隊が出動することが想定されている」。

「重要なのは、第10条で『我が国、あるいは我が国と密接な関係がある他国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態』には武力行使を認めると書いてある。さらに、『武力攻撃事態法と対になるような「集団的自衛事態法」（仮称）、及び自衛隊法における「集団自衛出動」（仮称）的任務の規定、武器使用権限に関する規定が必要』だとしてこれらの法的整備も企まれている。国家安全保障会議設置法、国家安全保障基本法、特定秘密保護法は密接に関係しています。安倍首相が言う「日米同盟の深化」とは、アメリカへの従属を深めたい・アメリカの起こす戦争に加わりたいたいということです」。——このように安倍政権の反動諸政策のつながりがわかりやすく提起しました。

最後に五十嵐さんは、九条の会の呼びかけ人である奥平康弘さんのことばを紹介し、「このままいけば、日本は孤立し滅亡するだろう。だからなんとかしなきゃいけない。権力側の安全・平和というウソ、ごまかしを見抜くことが必要です。私たちは、九条を守るため安保を廃棄するために、自分の足下を固めてネット・ワークの輪を広げていこう」と力強く呼びかけて講演を締めくくりました。参加者は大きな拍手で応えました。



白崎良明さん

次に「九条の会・石川医療者の会世話人」で城北病院医師の白崎良明さんが「憲法9条と憲法25条」をテーマに話されました。まず最初に、20世紀に入って戦争によってどれだけ多くの方が命を亡くされたのかを紹介しました。第一次世界大戦では軍人が死者のほとんどを占めていたが、第二次大戦以降は、「戦争の近代化」によって軍人と民間人は半々、さらに朝鮮戦争やベトナム戦争をでは軍人よりも民間人の死者が圧倒的に多くなっています。「私は医師が命と健康を守るという社会的責任を果たすためには、戦争に反対しなければならないと考えています」と白崎さんは語りました。

さらに、「福島原発事故で避難を余儀なくされている方は、憲法25条の生存権や憲法13条の幸福追求権を全く蹂躪されていると思います。私は『日本は被爆国』という話をしていましたが、国際的には核の加害国になったと考えています」「本来ならばチェルノブイリ事故があったベラルーシのように年間5ミリシーベルト以上地域にはもう住めないということで避難させるべきなのに、そういうところでの生活を容認している。年間20ミリシーベルトの汚染地域でも除染すれば帰ってもいいと政府が言っていることに私は憤りを感じます」

◆ 輝け9条！ 石川県民集会

日時／5月3日（土・憲法記念日）

場所／本多の杜ホール

「安倍改憲政権の正体」

講師／斎藤貴男さん（ジャーナリスト）

主催／九条の会・石川ネット





中谷志信さん

と批判しました。

そして、「私は核兵器廃絶の運動を進めてきましたが、核発電所については具体的に行動してこなかったことを非常に恥ずかしく思いました。私は『原発』と言わずに『核発電所』と言っています。私たちは核兵器は『核』でダメだけれども、『原発』は『原子力の平和利用』だからいいと思い込まされ、洗脳されてきたのではないかという思いがあります。だから、二度とだまされないという意味を込めて『核発電所』と言うようにしている」と反省を述べられました。



川崎敏さん

使用済み核燃料から核兵器の材料であるプルトニウムを抽出して、日本には50トン、長崎原発4000発分ある。外国の人は日本は核兵器をいつでも作れると理解している。核兵器を使うことは許されないし、早く無くさなければならぬ。最後に「核兵器禁止世界大会に参加すると外国のみなさんから九条をぜひ輸出してもらいたいと言われる。核兵器廃絶と九条を守ることはつながっている」と訴えました。

「はくい市九条の会」の中谷志信さんが集会宣言を提案し、参加者の大きな拍手で採択されました。最後の閉会のあいさつでは、「白山市九条の会」の呼びかけ人の川崎敏さんが集団的自衛権と特定秘密保護法の学習会をおこなってきたことを紹介し、「憲法を守り戦争への道を阻止するために声をあげましょう」と呼びかけ、集会は終了しました。

みなさん、安倍首相はダボス会議で現在の日中関係を第一次大戦時の英独関係になぞらえ、「大きな経済関係があったにもかかわらず、第一次世界大戦に至った」と発言しました。対中国の全面戦争も辞さずという姿勢を世界に示し、改憲・「集団的自衛権の行使の合憲化と国民の目と耳と口をふさぐ特定秘密保護法の施行を策す安倍政権を退陣させるためにがんばりましょう。

●九条の会が憲法集会
「九条の会・石川ネット」の平和憲法公布50年記念集会は2日、金沢市の県教育会館で開かれ、憲法を守るための運動推進を呼びかけた。五十嵐正博全代議員が「憲法を守り戦争の道を阻止する」と題して、集団的自衛権を憲法に明記し、憲法を改定する動きを厳しく批判し、安倍政権が憲法を破壊しようとしていることを警告した。

2013年「11・2石川県民集会」決算報告

収入		支出	
募金	77,430	会場費・音響費等	54,940
		謝礼・懇親代	26,000
		チラシ・チケット印刷費	38,466
		宣伝・発送等事務経費	51,520
		ビデオ撮影代	10,000
合計	77,430	合計	180,926

赤字 103,496円 これまで通り募金財政より補填

各地の九条の会からのお便り

●許すな！“壊憲”

九条の会・七尾

昨秋、「九条の会・七尾」発足8周年集会で、『週刊金曜日』発行人の北村肇さんは「憲法をも守るのは当たり前、そこにとどまっていたはダメ。現実にはもう憲法があってもないような社会になっている、その状況をかえさせていくということをやらないとダメです。」と私たちを叱咤激励してくださいました。

11月下旬には『標的の村』（テレビ録画版）を観て話し合う会をもちました。ちょうど特定秘密保護法反対の運動が大きくなりだされようとしているときで、「高江ヘリパッドのこと初めて知った」「秘密保護法が通ったら、こんな映像もつくれなくなり、私たちは何も知らないままになる」と話し合いました。例年行っている「12・8今日は何の日？」のビラにも秘密保護法のことを書いて友人や近所の人たちに配布しました。

辺野古埋め立て許可を出した知事に抗議する沖縄県民の手に掲げられていたボードの「屈しない」「あきらめない」のことは私たちを鼓舞してくれてます。「九条の会・七尾」の合言葉「騙されない」に、この二つを追加して今年もすべての仲間みなさんとともにがんばりたいと思っています。

2月15日の「憲法改悪に反対する集会」は土曜日の日中開催だから七尾からも参加しやすいので、一人でも多くの参加をと呼びかけているところです。

●九条の会・金大ネット

九条の会・金大ネットは、安倍政権発足以後の条文改憲及び実質改憲の動きが、国民主権、平和主義、基本的人権など現行憲法を精神を脅かし、戦争への道を準備すると捉え、これを阻止するための取り組みを行ってきました。主な取り組みは以下の通りです。

2013年6月7日

講演と討論の集い

「いま憲法の原理を改めて問う」

講演者 樋口陽一氏（東大名誉教授）、
石川多加子氏（金大教員）

参加者数 約150名

2013年11月4日

講演と討論の集い

「憲法9条と集団的自衛権」

講演者 五十嵐正博氏（神大名誉教授）

参加者数 約50名

2014年1月29日

講演会「戦争前夜の実質改憲：特定秘密
保護法と国家安全保障法」

講演者 岩淵正明氏（弁護士）

参加者数 約50名

●加賀九条の会 活動報告

事務局長 佐藤公男さん

安倍政権の特定秘密法案の強行採決の動きに対し、私たちは法案廃止にむけ緊急学習会、宣伝・署名活動、廃止を求める要請行動を取り組みました。9年目となる今年はニュース発行、9の日朝宣、映画上映会など、沖縄の心に寄り添いながら憲法改悪を許さない活動に取り組めます。

11月は、飯森弁護士囲み秘密保護法学習会、12月大聖寺駅と加賀温泉駅で早朝宣伝、アビオシティ加賀店前で「サイレントアクション」。この間、署名とチラシ宣伝活動、自民党、公明党、みんなの党、県選出国會議員に対し、FAX、電話、手紙、メールで廃止要請を行いました。1月の新春茶話会「どうするアンポ」「標的の村」DVD鑑賞とおしゃべり、2月のニュースレター編集会議、3月は9の日朝宣行動（大聖寺駅前）があります。

3月23日（日）第9回定期総会（午後1時半から アビオシティホールで）

伊佐真次さん（高江ヘリパッドにいらぬ住民の会）のお話と映画「標的の村」上映会 予定しています。

●はくい9条の会

北川 真知子さん

はくい9条の会は、2013年4月に発足し、羽咋郡市を対象に活動しています。20人の呼びかけ人と11人の世話人、5人の事務局員がお世話をしています。会費は集めず、講演会での募金を活動資金にしています。1) 毎月、第3火曜日定例の世話人会を、第4火曜日事務局会議を開いています。2) 毎月一回9条を守る取り組みをしています。

昨年4月発会式記念講演会（西野司典氏）、5月は「憲法と私」講演会（訪昭三氏）、6月DVD「日本の青空 パート1」視聴、7月は憲法9条守ろう！サイレント行動と「日本の青空」視聴、9月「戦争中の医学犯罪・731部隊」（はくい健康友の会主催）、10月「紫花だいこんの」の苗の販売と健康まつり、11月石川県民集会に参加と「秘密保護法」に反対のサイレント行動、12月憲法学習会「集団的自衛権」（板坂洋介氏）を実施しました。今年1月「富山大空襲を生き延びて」（村上凜子さんお話）でした。

●金沢市小立野・犀川ロード九条の会

2006年10月発足。この間文化的活動はコンサートを5回、講演会を8回、DVD鑑賞2回開催。地域市民へのアピール活動は毎月「9」の日の3回出勤時と憲法アピール看板を設置しサイレントアピール、5月3日はマイクをもって憲法記念日をアピールしてきました。ニュースは年4回発行し会員のリレーエッセイも掲載し、より身近なニュースづくりに努力をしています。「96条の改悪反対」と「特別秘密保護法の撤廃」署名運動は「直ぐに」会独自の署名用紙をつくり会員へ問題提起をしております。代表世話人会、事務局会を随時開催し、年1回の総会で運動のまとめと方向の確認をしました。輝く憲法の学習も代表・世話人会の会議最初に毎回行い憲法に確信をもった運動へ意識付けを強めています。安倍政権の積極的平和主義の「欺瞞」を追い詰めていきましょう。

＜改憲をめぐる動き＞

2013年

- 8月8日 内閣法制局長官に、集団的自衛権行使の解釈変更容認派である小松一郎駐仏大使の起用を閣議決定。
- 9月13日 安倍内閣が特定秘密保護法案の概要を公表。
- 9月17日 安全保障に関する有識者懇談会は集団的自衛権行使を禁ずる憲法解釈を見直す方針を確認した。
- 10月3日 日米両政府は東京都内で外務・軍事担当閣僚による安全保障協議委員会(2プラス2)を開催し、米軍と自衛隊の協力の在り方や役割分担を定めた指針の再改定に向けた作業を正式に開始し、2014年末までに終了することで合意。(再改定されれば17年ぶり)
- 11月23日 中国が沖縄県尖閣諸島を含む東シナ海に防空識別圏を設定。
- 11月27日 国家安全保障会議(日本版NSC)設置法成立。自公、民主、みんな、維新が賛成。
- 11月27日 自民党沖縄県連は米軍普天間基地の辺野古への移設容認を決定。
- 12月6日 参議院本会議で特定秘密保護法案を自公与党が強行採決。
- 12月17日 新防衛大綱を閣議決定。
- 12月26日 安倍首相が靖国神社を参拝。
- 12月27日 仲井真沖縄県知事が辺野古の公有水面埋め立て申請を承認。

2014年

- 1月10日 沖縄県議会で「辺野古への基地移設」断念の意見書可決。仲井真知事辞職決議を賛成多数で可決。
- 1月19日 名護市長選挙で辺野古新基地建設反対の稲嶺進氏が賛成派に大差をつけて勝利。
- 1月24日 通常国会が開会、安倍首相は施政方針演説で、集団的自衛権の行使容認に意欲を示すとともに、「憲法改正も必ず前に進むと信じる」と改憲の意欲を鮮明にした。

未曾有の危機を迎える 9 条

解釈改憲阻止の展望をどう考えるか

菅野昭夫（九条の会・石川ネット呼びかけ人、弁護士）

通常国会が始まり、憲法 9 条をめぐる安部内閣の姿勢が改めて浮き彫りになっています。日本版 NSC 法、特定秘密保護法、防衛計画の大綱、専守防衛や武器輸出 3 原則の放棄等々、昨年強行された政策により、自民党が歴代にわたりなしえなかった 9 条の改変が既に 1 年で実現されてしまいました。そして、本年は、集団的自衛権の行使を容認するかどうかを、安部首相の私的諮問機関である通称「安保懇」の答申を待って決定すると、施政方針演説で表明しています。もちろん、安保懇が行使容認の結論を出すことは、誰もが予測することです。このように、明文改憲を待たずに、9 条はずたずたにされようとしています。私は、45 年の弁護士生活で、9 条がこれほどの危機にある状況をいまだかつて経験したことはありません。

特徴的なことは、このように 9 条を実質的に改変しようとしている人たちが、そのことにより日本を戦争に巻き込むことなど無いと断言していることです。例えば、安保懇の座長代理を務める北岡伸一氏（国際大学学長）は、昨年 9 月読売新聞にその点について寄稿しています。それによると、現在の日本は昭和の戦前期と異なり、地理的膨張を求める声は皆無であり、軍は政治の完全なコントロール下にあり、かつ言論の自由も保障されている等から、日本が中国に戦争を仕掛ける可能性は皆無であると主張しています。戦前に日本の軍国主義が無謀な戦争に突入した原因や日本の現状についての認識には、いずれも大きな問題がありますが、これが改憲を求める人たちにかなり共通する考えかも知れません。

しかし、ある国家が戦争に巻き込まれるのは、国家として意図的に戦争を仕掛けることに起因するばかりではなく、一部の人たちが「偶発的」に事件を起こして、それが戦争へ発展するということが少なくないことも歴史の教えることです。例えば、サラエヴォ暗殺事件が第 1 次世界大戦の引き金となり、柳条湖事件、盧溝橋事件が日本の満州及び中国にたいする侵略戦争を開始させる契機となったこと等です。加えて、歴史的にほとんど全ての戦争は、いったん始まるや、当事者の制御を超えて「暴走」という顕著な特徴を有しています。それは、世界で圧倒的な軍事力を有するアメリカにとってさえ、ヴェトナム戦争、イラク、アフガニスタン戦争が制御不可能となって持続したことからも明らかです。だからこそ、戦後の日本は、2 度と戦争を引き起こさず、戦争に巻き込まれないために、徹底した戦争放棄条項である 9 条を必要と考えたものです。北岡氏たちは、このような歴史から何を学んでいるのでしょうか。そして、心配しなければならないことは、尖閣諸島や竹島問題で、ことさらに中国や韓国との緊張関係が作出され、安部内閣の戦時慰安婦の歴史認識や靖国参拝なども、意図的に国粹的な雰囲気をおおっていることです。現在アメリカや中国首脳が、軍事的衝突を回避しようとしているのに、日本政府がこうした危険な政治的状况を作出していることを憂慮し、日本と中国、韓国間に偶発的な軍事的衝突の危険性が高まっていると判断していることは、むべなるかなというべきでしょう。

このように、9 条をめぐる情勢は、明文改憲の前段階で、きわめて危険な状況に到達してしまいました。そして、昨年私たちの必死の反対運動にもかかわらず特定秘密保護法が成立してしま

ったことで、もう安部内閣の下では何を運動しても駄目ではないかという敗北的な雰囲気が生まれているのかもしれませんが。しかし、私は、安部内閣が企てている集団的自衛権の容認等の9条の改変を阻止する展望は十分にあると考えています。

その根拠をなすものは、まず安部内閣の企ての無謀さにあります。集団的自衛権の行使については、周知のとおり、歴代の自民党政府自身が、これまで、9条で許容される自衛権の範囲を超えるとの見解を堅持してきました。それを一内閣が私的な懇談会の報告書を基にして変えることなど、保守的な人にとってもその正当性に疑問を生じさせることです。そして、「戦後60年近くの長期にわたり、9条のおかげで、海外を含めたただの一度も軍隊が人を殺したり殺されたりしていない」という「日本ブランド」は、深く広く広がりつつあり、集団的自衛権はこの「日本ブランド」と真っ向から矛盾します。「日本ブランド」をかなぐり捨てて、海外で戦闘に従事するマンパワーを、一体全体政府はどのように調達するのでしょうか。

世論の現状も、阻止の展望を裏付けています。共同通信社が本年1月25、26日に実施した世論調査によれば、憲法解釈の見直しによる集団的自衛権の行使容認に反対するとの回答割合は53.8%で、賛成と答えた割合の37.1%を顕著に上回っています。ついでに、この調査によれば、昨年12月に成立した特定秘密保護法については、74.8%が今後修正又は廃止したほうがよいと答え、このまま施行すればよいとの割合16.8%を大きく上回っています。つまり、昨年末に短期間に行われた特定秘密保護法反対運動は、世論に受け入れられ、そのエネルギーは、法律の廃止要求の運動と共に、集団的自衛権の問題を含めて持続しているのです。従って、9条の会を含め、私たちが安部内閣と自民党をして、9条の改変を断念させるに足る大運動を起こしていく可能性は、開かれているのです。

第1次安部内閣の際に、安部首相は、集団的自衛権の容認等を企てたのに、反対する世論の大きさに押されて断念した経緯があります。そのとき、彼は、9条の会にやられたと述懐したそうです。彼はその教訓を彼なりに学んでいます。私たちが、そのときをはるかに上回る運動を巻き起こせるかにかかっているのです。さあ、前進しようではありませんか。